

学校感染症及び出席停止について

1 出席停止

学校感染症は、学校保健安全法の定めるところにより、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある時は出席停止になります。病院で診断を受けた場合は、学校へお知らせください。

2 新型コロナウイルスについて

令和5年5月8日より、「新型コロナウイルス」については、学校感染症の「第一種」から「第二種」に変更されました。

3 登校について

感染症が治って登校する場合は、基本、第一種、第二種は病院からの「治癒証明書」が必要ですが、下記のものについては、保護者の方の記入によるもので結構です。

「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス」、「第三種の感染症で医師が必要と認めるもの（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）」については、学校から「インフルエンザ治癒報告書」または「学校感染症治癒報告書」をお渡ししますので、ご家庭で記入し、提出をお願いします。

なお、用紙は本ページよりダウンロードすることもできます。

どの病気もこじらせると合併症をおこすこともあります。かかった場合は十分休養してください。

【学校感染症】

感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	//
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。（発症日の翌日を1日目とする）
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（発症日の翌日を1日目とする）
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（ <u>医師が必要と認めるもの</u> 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。